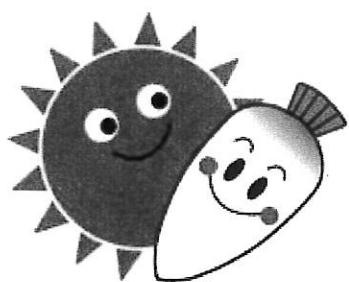


ひらお特産品センター 農産物出荷ガイド



けんこう家族

ひらお特産品センター協同組合

平成 28 年 10 月 1 日版

目次

1. ひらお特産品センター農産物ガイドについて
2. ひらお特産品センター食用農産物栽培基準
3. ひらお特産品センター農産物出荷規定
4. ひらお特産品センター食用農産物自主検査規定
5. ひらお特産品センター食用農産物確認規定

1. ひらお特産品センター農産物ガイドについて

● 経緯

ひらお特産品センターは平成10年度に農漁業の振興と地域の活性化を目指すために設立されたもので、設立当初は、町が定めた環境保全型農業の認証制度（現在の「ひらお・こだわり栽培農産物認証制度」）による農産物を中心に販売を開始した。

平成18年度には、生産者などの会員で構成される、ひらお特産品センター運営協議会が町と指定管理者の協定を結び会員らによる管理運営が始まり、平成19年度からは、公共施設の観点から、認証制度による農産物だけではなく、土づくりの条件等を一部加えた慣行農業で栽培された農産物も取り扱いを開始してきたところである。

● 環境保全型農業の取り組みについて

ひらお特産品センターの農産物については、平成6年度より先に示した環境保全型農業の認証制度に取り組んできたが、この度法人化に伴い責任の明確化を図りつつ自主性を高めるため町が定めた認証制度から、生産者から販売者が一体となった、ひらお特産品センター独自の栽培基準を定める。

新たな基準では、従来理念を継承することとして、農業生産に由来する環境への負荷を低減した農業生産を用いて、環境に優しい農業を実践する。

まず植物などの残さや家畜等の排泄物を発酵、乾燥などを施した堆肥を利用することとし、資源の利活用を図りながら有機物を多く含んだ土づくりを行うこととする。

次に栽培過程で、有機質肥料のみの栽培や農薬不使用の栽培を取り入れて、環境保全型農業の取り組み状況を3段階に区分する、また環境保全型農業の取り組み状況が消費者に解るよう☆の数にて表示を行う。

● 安全で安心な農産物を目指して

ひらお特産品センターでは、安全で安心な農産物を消費者に提供するため、環境保全型農業の取り組みを表示する農産物については生産者より栽培記録表を提出させ、確認員により栽培記録表の内容を確認した後に出荷ができるものとする。

また農薬の使用にあたっては、適正使用を生産者に改めて意識づけるとして、全ての食用農産物を対象に定期的に農薬成分調査を自主的に行い、結果を店内に掲示して消費者や生産者へ公表する。

以上の取り組みを「ひらお特産品センター農産物ガイド」としてまとめて、会員の認識を統一するとともに、環境保全農業の取り組みを推進して、今後のひらお特産品センターの運営を盛り上げ、消費者に安全で安心な農産物を提供することを目指すものとする。

2. ひらお特産品センター食用農産物栽培基準

1 栽培基準について

- ・有機質肥料については使用できる資材を指定する。（別表1）
- ・農薬については農林水産省の登録農薬とし、ラベル表示に従い使用するものとする。
- ・農薬不使用の栽培期間中とは生産者のほ場に播種もしくは定植された期日から収穫までをいう。（種に農薬処理してあるもの、購入苗に農薬が使用されているものは除くこととするが、農薬の総使用回数はカウントする。）
- ・果樹、共販品目、山菜などの自生している作物、その他堆肥を好まない作物（自然薯等）や野菜苗物は慣行農業やJAの栽培基準とする。（栽培記録表の提出を要する）

○ 栽培基準表は以下のとおり。

表示	土づくり ※堆肥を入れる。 銘柄、量は定めない	有機質肥料 ※資材を指定	農薬不使用	栽培記録表の 提出確認
☆☆☆	○	○ (すべて有機質肥料)	○ (栽培期間中使用しない)	○
☆☆	○	○ (すべて有機質肥料)	×	○
☆※	○	×	×もしくは○ (規制しない)	○
表示なし	果樹（みかん、ブルーベリー等）・山菜など自生している作物（タケノコ、ワラビ、しいたけ等）・その他堆肥を好まない作物（自然薯等）			○

（附則）この規定は、平成28年10月1日から施行する。

※ 土づくりを基本とすることから、農薬不使用栽培であっても化学肥料を使用した時点で☆とする。

2 栽培記録表について

- ・栽培基準の表示を行う食用農産物については、栽培記録表（様式1）を出荷前日(15時)までにひらお特産品センターに提出して確認を受けること。
- ・追肥や防除作業などを行った場合は栽培記録表を更新して、ひらお特産品センターへの確認を受けること。
- ・収穫等が終了した後出荷する食用農産物（イモ類、ゴボウ、タマネギ、ハス、ショウガ、クワイ、ヤーコン、ウコン等）は、「貯蔵」か「保存」と記載して提出して確認を受けること。
- ・詳細は、ひらお特産品センター食用農産物確認規定を参照のこと。

別表1 ひらお特産品センター食用農産物栽培基準で使用できる資材について

【有機質肥料】 使用できる販売肥料は次のとおり

- ・ケイフン
- ・油粕
- ・アルガ
- ・サンライム
- ・バクダモン
- ・苦土石灰
- ・混合有機660
- ・有機666
- ・しまなみ有機
- ・カニガラ有機配合
- ・その他農産物部会で承認を受けた肥料（成分表を提出して承認を受けたもの）

【自家有機質肥料】 資材は有機JASで定める基準とする。参考としては次のとおり。

- ・稲ワラ
 - ・木灰
 - ・カニガラ
 - ・エビガラ
 - ・油粕液肥
 - ・その他自家肥料（栽培記録表には資材を記入すること）
- ※有機JASで定める基準は以下のとおり（一部抜粋）
- ①植物及びその残さ由来の資材
 - ②発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材（家畜及び家きんの排泄物に由来するもの）
 - ③食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材（天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く）を行っていない天然物質に由来するものであること）
 - ④畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること）
 - ⑤発酵した食品廃棄物由来の資材（食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること）

【堆肥】 銘柄は指定しないが参考としては次のとおり。

- ・土の友
- ・土一番
- ・ヒューマス
- ・その他自家堆肥（自家堆肥を使用する場合は自家肥料の資材と同様に扱う）

【農薬】 農林水産省に登録されている農薬

- ・JA全農やまぐちが作成している一覧表を参考資料とする。

【化学肥料】 規制なし

3. ひらお特産品センター農産物出荷規定

(目的)

第1条 この規定は、ひらお特産品センター協同組合（以下「特産品センター」という）に出荷される出荷物（食用に供される農産物（以下「食用農産物」という）および食用に供されない農産物（以下「非食用農産物」という）の総称）に関わる必要な事項を定めるものとする。

(出荷者)

第2条 特産品センターへ食用農産物および非食用農産物を出荷する者（以下「生産者」という）は、特産品センターの組合員でなければならない。

(出荷農産物の基準) ※1

第3条 特産品センターへ出荷できる出荷物は原則として町内産とする。ただしJA共販物に関しては出荷を認めることができる。

- 2 出荷物は、農薬取締法および食品衛生法（以下「法」という）を遵守しなければならない。
- 3 食用農産物においては、特産品センターが定める栽培基準に基づき生産されたものとする。ただし、収穫摘期を過ぎたものや食害（虫食い）のあったものは出荷できない。
- 4 町外産の農産物の取り扱いについては、理事会での判断により出荷を認めることができる。

(出荷方法)

第4条 出荷の時間については、営業時間の45分前からとする。

- 2 生産者は鮮度と品質を常に心がけるものとし、以下の事項に配慮しなければならない。
 - (1) 出荷物については衛生的に取扱い、荷姿についても傷んだりしないよう工夫すること。
 - (2) 荷姿は出荷物にあう透明なビニール袋などを使用して、必要に応じて穴を開けること。
 - (3) 食用農産物については、出荷前に栽培記録表を提出して別に定める確認規定により確認を受けなければならない。
 - (4) 出荷物には指定された出荷ラベル（バーコード）を貼付けること。また食用農産物については栽培基準により定められた表示を行わなければならない。
- 3 前項に定める事項が守られない場合には特産品センターの理事およびマネージャーの判断により出荷を認めないことができる。
- 4 陳列するときは予め定められている場所に置くこと。ただし状況によってはマネージャーの判断によって場所を変更することができる。

(販売価格および出荷量の設定)

第5条 出荷物は適正な価格の範囲で生産者自らが自由に設定できるものとするが、一商品50円以上として10円単位とする。

- 2 出荷量については、特産品センター農産物部会で定める基準を目安とするが、一度

に大量に出荷せず平均的に出荷するよう努めること。

(売れ残り品の引取り)

第6条 出荷物の売れ残り品については、原則として閉店後、生産者の責任において引き取ること。

(事故および苦情の処理)

第7条 出荷物に対する事故および苦情は、生産者の責任において処理することとする。

2 出荷物の盗品や破損および表示の不備により生じた損害については生産者が負担するものとする。

3 農薬の適用基準が守られず起きた事故の損害については生産者が負担するものとする。

(指導および罰則)

第8条 本規定により違反を行った生産者および別に定める特産品センター自主検査規定第7条に関わる生産者は別表2に基づき対応するものとする。

2 前項に関わる権限者は特産品センター理事長とする。

(定めのない事項の処理)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は特産品センター農産物会において定めるものとする。

(附則) この規定は、平成23年4月1日から施行する。

※1 第3条の1項にある町内産とは
町内在住者が町内の農地で栽培した農産物
町外在住者が町内の農地で栽培した農産物 とする。

第3条4項の取り扱いは

町内在住者が町外に所有する農地や町外にある親族の農地を利用して栽培する農産物、もしくは消費者から求められた農産物でその農産物が町内で生産されていないもの(はなっこりー、ぶどう等の果樹、花き等)に対して理事会で協議して判断する。

別表2（第8条関係）

指導および罰則第8条に関わる事項を以下の表に定める。

行為		対応
ひらお特産品センター農産物出荷規定に関する行為	出荷に対する不備、誤記	指導
	指導に従わない場合	対象農産物の出荷停止および勧告
	勧告2回以上	生産者1年間の出荷停止
ひらお特産品センター食用農産物自主検査規定等に関する行為	全ての食用農産物を対象として、残留農薬成分検査により基準値を超過して、食品衛生法に基づく違反（例：農薬飛散等）	生産者1ヵ月間の出荷停止
	全ての食用農産物を対象として、残留農薬成分検査により基準値を超過して、農薬取締法および食品衛生法に基づく違反（例：農薬誤使用、飛散等）	生産者2ヵ月間の出荷停止
	全ての食用農産物を対象として、残留農薬成分検査により基準値を超過して、農薬取締法および食品衛生法に基づく違反の内、悪意が認められた場合（例：偽装表示等）	生産者6ヵ月間の出荷停止
	農薬不使用の食用農産物を対象として、残留農薬成分検査により、農薬取締法および食品衛生法に抵触しないが、残留が認められた場合の内、故意ではなかった場合（例：農薬飛散、誤表示等）	生産者1ヵ月間の出荷停止
	農薬不使用の食用農産物を対象として、残留農薬成分検査により、農薬取締法および食品衛生法に抵触しないが、残留が認められた場合の内、悪意が認められた場合（例：偽装表示等）	生産者6ヵ月間の出荷停止
その他	表内のいずれの事例にも定まらない違反	理事会で協議
	3年間に出荷停止処分2回（残留農薬検査関係）	組合員除名

4. ひらお特産品センター食用農産物自主検査規定

(目的)

第1条 この規定は、特産品センターが定めるひらお特産品センター農産物出荷規定に基づき出荷される食用農産物を対象に特産品センターが自主的に残留農薬の成分検査（以下「自主検査」という）を行うため必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 特産品センターが行う自主検査は消費者に安全安心な食用農産物を提供するとともに、生産者に農薬の適正使用を意識づける啓発として行うものとする。

(自主検査の実施)

第3条 自主検査は店内の出荷棚から食用農産物を選び、(財)山口県予防保健協会の「残留農薬200成分一斉検査」により行うものとする。

2 自主検査は1年間に4回行い、1回の検査で2点抽出する。

3 自主検査の実施日は農産物部会会長、副会長、マネージャーで決定する。

(自主検査の選定者)

第4条 自主検査を行う食用農産物の抽出は特産品センター農産物部会の役員が行う。

(自主検査に係る費用)

第5条 自主検査に必要な経費は特産品センターが負担することとし、抽出された食用農産物については販売価格にて特産品センターが買い取るものとする。

(検査結果の報告)

第6条 自主検査の結果は特産品センター内に掲示し、消費者および生産者に結果を公表するものとする。

2 自主検査の結果、表示違反、残留農薬基準値超過などの事故が判明した場合には、速やかに生産者および関係公共機関へ報告するものとする。

3 前項のうち、農薬取締法や食品衛生法など法に関わる事故が判明した場合には速やかに該当農産物を撤去するとともに販売された農産物を回収するため、消費者に周知を図るものとする。

(残留農薬基準値超過などの事故を起こした生産者への対応)

第7条 前条2項および3項ならびに山口県が行う収去により実施した残留農薬基準超過に関係した生産者は別に定めるひらお特産品センター農産物出荷規定第8条により対応するものとする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この規定に定めるものの他、必要な事項は特産品センター農産物部会において定めるものとする。

(附則) この規定は、平成25年4月1日から施行する。

5. ひらお特産品センター食用農産物確認規定

(目的)

第1条 この規定は、特産品センターに出荷される食用農産物において提出される栽培記録表の確認業務に必要な事項を定めるものとする。

(栽培記録表の確認者)

第2条 栽培記録表の確認者は次の事項のとおりとする。

(1) ひらお特産品センターマネージャー

(栽培記録表の受付および確認期日)

第3条 栽培記録表の受付および確認期日は次の事項のとおりとする。

- 1 栽培記録表については出荷前日15時までには内容を確認するものとする。
- 2 出荷に関しては栽培記録表の確認を受けてから出荷できるものとする。ただし農薬を使用している場合はラベルで定める収穫前日数を経過した日からとする。

(栽培記録表の有効期間)

第4条 栽培記録表の有効期間は原則として確認された収穫日から栽培記録表の内容を更新するまでとする。

(栽培記録表の確認)

第5条 栽培記録表との照合確認(以下「確認」という)の内容は次の事項のとおりとする。

- (1) 生産者名と栽培方法の確認
 - (2) 堆肥・肥料の使用状況ならびに資材の確認
 - (3) 農薬の使用状況の確認(適用作物・希釈倍数・使用量・収穫前日数など)
 - (4) 出荷されるラベル表示(☆の数)の確認(環境保全型農業の取り組み表示)
- 2 確認者は、栽培記録表の内容を確認後に確認欄に検収印を押印の上、栽培記録表の控えを取るとともに、原本を生産者へ返却することとする。また控えは特産品センターが保管するものとする。
- 3 栽培記録表に不備があった場合には生産者へ確認するものとし、誤記などが判明した場合は訂正や表示変更の指示を行うこととする。また生産者は確認者の指示に従わなければならない。
- 4 栽培記録表を確認した上で、農薬の使用状況などの問題により、出荷が認められない場合は、生産者にその旨を報告しなければならない。また生産者は確認者の指示に従うとともに、今後の出荷について理事と協議を行い対応しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第7条 この規定に定めるものの他、必要な事項は特産品センター農産物部会において定めるものとする。

(附則) この規定は平成25年4月1日から施行する。

(附則) この規定は平成26年9月1日から施行する。

(附則) この規定は平成28年10月1日から施行する。